

平成三十年四月五日提出
質問第二一四号

地方議会の正副議長選挙の立候補制に関する質問主意書

提出者
櫻井周

地方議会の正副議長選挙の立候補制に関する質問主意書

地方議会の手続きを透明化するために、正副議長選挙において立候補制（立候補する意思のある者にその旨を議会において表明させること）を導入する地方議会が増加している。過去には地方議会の議長選挙をめぐって買収事件が発覚したこともあるので、このような手続き透明化の取組みは評価されるべきものと考えらる。

しかし、学説には地方自治法第百十八条が公職選挙法第八十六条の四を準用していないことをもって、正副議長選挙に立候補制（前に同じ）を採用することはできないというものがある。

地方議会の正副議長選挙において、立候補制（前に同じ）を採用することは地方自治法や公職選挙法などの法令に反するのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。